

岩手県告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、母子福祉資金、寡婦福祉資金、看護職員修学資金及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金に係る貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）の収納に関する事務を平成21年9月18日次の者に委託した。

平成22年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社